

和歌山県ボランティア連絡協議会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、和歌山県ボランティア連絡協議会という。

(事務所)

第2条 この会は、和歌山県和歌山市手平2丁目1番2号（和歌山県社会福祉協議会内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会は、和歌山県内のボランティア及びボランティア活動に関心をもつ者に対して、交流及びボランティア活動の普及拡大に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

(1) 福祉の増進を図る活動

(2) ボランティア活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 第4条の活動に係る事業

① ボランティア活動を行う者及び団体の交流に関する事業

② ボランティア活動を行う者及び団体の情報交換、助言及び援助に関する事業

③ ボランティア活動に関する研修事業

④ ボランティア活動に関心をもつ者への情報提供及び支援事業

⑤ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

第6条 この会の会員は、この会の目的に賛同して入会した市町村単位のボランティア団体及びそれぞれの団体、個人とする。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 会長が別に定める所定の期日内に、会員現況届け及び会費が納入されないとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することがで

きる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この会に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上16人以下

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会が別に定める。

(職 員)

第 20 条 この会に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、会が任免する。

第 5 章 総会

(種 別)

第 21 条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 22 条 総会は、会員をもって構成する。

(権 能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この会の会計は、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性及び継続性の原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業

年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第49条 この会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解 散)

第50条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

2 前項第1号の事由によりこの会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この会が解散したときに残存する財産は、解散時の総会で決定する者に譲渡するものとする。

(合 併)

第52条 この会が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この会の公告は、この会の掲示場等に掲示して行う。

第10章 雑則

(細 則)

第54条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この会の規約は、昭和48年6月1日から施行する。

2 昭和57年6月1日、一部改正し施行する。

3 昭和62年4月30日、全面改正し施行する。

4 平成17年4月27日、一部（第4条、第5条、第7条、第9条、第14条）改正し施行する。

5 平成18年4月27日、全面改正し施行する。